



令和8年度 多久市国民健康保険税（年額）

区分	令和7年度	令和8年度	対象年齢
医療分	所得割	10.94%	10.19%
	均等割 (1人分)	29,800円	30,500円
	平等割 (世帯分)	32,200円	32,800円
後期 高齢者 支援分	所得割	3.40%	3.06%
	均等割 (1人分)	9,100円	9,200円
	平等割 (世帯分)	9,100円	9,200円
介護分	所得割	2.59%	2.34%
	均等割 (1人分)	12,100円	11,400円
	平等割 (世帯分)	5,300円	5,100円
子ども・ 子育て 支援分 [新設]	所得割	—	0.28%
	均等割 (1人分)	—	1,000円
	18歳以上 均等割 (1人分)	—	100円
	平等割 (世帯分)	—	700円



国民健康保険は、加入者のみなさんが病気やけがなどをした時に医療費の一部を負担することで、安心して治療を受けることができる助け合いの制度です。国民健康保険税は、この制度を支える貴重な財源のひとつです。また「子ども・子育て支援金

制度」の創設に伴い、財源の一部を医療保険者が徴収することとされており、国民健康保険においても、令和8年度からご負担いただくこととなります。多久市では、左表のとおり改定することに決定しました。

国民健康保険税の税率を 改定します

市民課 保険年金係

☎0952-7512159



お知らせ

子ども・子育て支援金制度Q&A

Q.「子ども・子育て支援金制度」って？

A.全ての世代や企業のみなさんから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。



Q.どうして「支援金制度」が必要なの？

A.近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に総額3.6兆円規模におよぶ子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q.なぜ独身や高齢者も支払うの？

A.子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての人にメリットがあるため、独身の人や高齢者など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

Q.子ども・子育て支援金は何に使われるの？

A.支援金は次の6つの事業に充てられます。

- ①児童手当の拡充
- ②妊婦のための支援給付
- ③出生後休業支援給付
- ④育児時短就業給付
- ⑤こども誰でも通園制度
- ⑥育児期間中の国民年金保険料免除

子ども・子育て支援金制度
についてのお問い合わせ窓口

こども家庭庁コールセンター
(受付時間:平日 9時から18時)

☎0120-303-272